

新旧対照表

(輸入申告書の添付書類の簡素合理化について)

新	旧
<p>1. 輸入申告書の添付書類に関する基本原則</p> <p>(1) 輸入通関審査に当たつては、輸入者、通関業者等の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、原則として、関税法施行令(昭和29年政令第150号、以下「令」という。)第59条第1項に規定する輸入申告書、令第60条第2項に規定する仕入書又はこれに代わる書類、令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、<u>令第61条第1項第3号イに規定するメキシコ協定原産地証明書</u>、<u>関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)</u>第27条第1項に規定する特恵関税原産地証明書及び関税法(昭和29年法律第61号)第70条に規定する他法令の許可書又は承認書等、及びその他法令により提出が義務づけられている書類に基づき審査を完結するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2及び3 (省略)</p> <p>4 輸入申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い</p> <p>輸入申告書の添付書類のうち、シンガポール協定原産地証明書、<u>メキシコ協定原産地証明書</u>、<u>特恵関税原産地証明書</u>、<u>他法令の許可書又は承認書等</u>、<u>輸出許可書等</u>、<u>法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のもの</u>については、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。</p> <p>5及び6 (省略)</p>	<p>1. 輸入申告書の添付書類に関する基本原則</p> <p>(1) 輸入通関審査に当たつては、輸入者、通関業者等の書類の提出に伴う負担を最小限にとどめるため、原則として、関税法施行令(昭和29年政令第150号、以下「令」という。)第59条第1項に規定する輸入申告書、令第60条第2項に規定する仕入書又はこれに代わる書類、令第61条第1項第2号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、<u>関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)</u>第51条第1項に規定する特恵関税原産地証明書及び関税法(昭和29年法律第61号)第70条に規定する他法令の許可書又は承認書等、及びその他法令により提出が義務づけられている書類に基づき審査を完結するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2及び3 (同左)</p> <p>4 輸入申告書の添付書類がコピーの場合の取扱い</p> <p>輸入申告書の添付書類のうち、シンガポール協定原産地証明書、特恵関税原産地証明書、<u>他法令の許可書又は承認書等</u>、<u>輸出許可書等</u>、<u>法令の趣旨からみて原本による確認を必要とする書類以外のもの</u>については、当該書類がコピーの場合であっても、証明力に疑義がないときは、原則として、正式の書類に準ずるものとして取り扱うものとし、改めて正式の書類の提出を求めないこととして差し支えない。</p> <p>5及び6 (同左)</p>